

# 日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構奨学金は給付型と貸与型でわかれています。

申込案内は毎年4月・9月頃に学部HPのNEWS欄に掲載しています。

## 1 給付奨学金

給付型は高等教育の修学支援制度とセットとなり毎月一定額の支給＋授業料減免され、生計維持者の家計基準によって「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」「第Ⅳ区分」に割り振られ支援区分に応じた額の支給＋授業料の減免になります。

また、「第Ⅳ区分」は令和6年4月より導入され、世帯年収600万程度まで支援拡大しました。「第Ⅳ区分」は多子世帯支援（扶養する子供の数が3人以上）と理工農系支援（生物資源科学部は全学科対象）の二つに分かれています。

※家計基準は以下の日本学生支援機構の進学資金シミュレーターをご活用ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

支援区分	給付月額	授業料減免額（年額）	入学金減免
第Ⅰ区分	自宅通学者 38,300円 自宅外通学者 75,800円	700,000円 (前期 350,000円 後期 350,000円)	260,000円
第Ⅱ区分	自宅通学者 25,600円 自宅外通学者 50,600円	466,700円 (前期 233,400円 後期 233,300円)	173,400円
第Ⅲ区分	自宅通学者 12,800円 自宅外通学者 25,300円	233,400円 (前期 116,700円 後期 116,700円)	86,700円
第Ⅳ区分 多子世帯支援	自宅通学者 9,600円 自宅外通学者 19,000円	175,000円 (前期 87,500円 後期 87,500円)	65,000円
第Ⅳ区分 理工農系支援		233,400円 (前期 116,700円 後期 116,700円)	86,700円

※毎年秋に生計維持者の家計基準による支援区分の見直しがあり、支援区分の変更又は支

援の対象外になることがあります。

※入学金は入学時のみとなります。(入学時の春申込み)

## 2 貸与奨学金

貸与型は「第一種」と「第二種」の2種類あり、「第一種」は無利子、「第二種」は有利子になります。貸与終了後7か月後頃から返還が発生します。

貸与額は学生自身が申込時に選択した金額が毎月振込されます。

また、貸与額の増減や辞退（貸与終了）もでき、必要な分だけ貸与することが可能です。

	貸与種類	以下の金額から選択可能
学部生	第一種奨学金	自宅通学者 2万・3万・4万・5万4千円 自宅外通学者 2万・3万・4万・5万・6万4千円
	第二種奨学金	2万円～12万円までのうち1万円単位 ※獣医学科の学生は12万円+2万円の増額が可能
大学院	第一種奨学金	博士前期課程 5万円・8万8千円 博士後期課程 8万円・12万2千円
	第二種奨学金	5万・8万・10万・13万・15万円

## 3 家計急変された方の奨学金について

予期できない事由により家計が急変した場合は、給付奨学金（家計急変）貸与奨学金（緊急・応急）に申し込むことができます。(随時受付可能)

※申込を検討する場合、学生課（0466-84-3831）にご連絡ください。

※奨学金の内容については、通常の給付奨学金及び貸与奨学金と同様になりますので、すでに同様のものを受給中の場合は申込することはできません。

※予期できない事由には、それぞれ以下の事由があります。

### ①給付奨学金（家計急変）

	事由
A	生計維持者の一方（又は両方）が死亡
B	生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労困難
C	生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E	本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

原則、家計急変事由発生から3か月以内に申し込みになります。

## ②貸与奨学金（緊急・応急）

緊急採用は貸与第一種奨学金（無利子）

応急採用は貸与第二種奨学金（有利子）

家計急変事由

生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡、離婚等もしくは火災・風水害等の災害等

原則、家計急変の事由が発生してから12か月以内に申し込みになります。